

## 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（案）について（概要）

### 1 改正の趣旨

- 平成 30 年に、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加えて、解体作業等における石綿含有建材の使用実態の調査について専門的知識を有する者を育成するため、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第 1 号。以下「告示」という。）を定めたところである。
- 今般、厚生労働省の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」における検討結果を踏まえ、一戸建て住宅等における石綿含有建材の使用実態調査を行う者の養成を促進するため、告示において、当該調査者を新たに位置付けるとともに、当該調査者となるために必要な講習の講義内容を定める等所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- 建築物における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者について、以下のとおり改正する。
  - ・ 「建築物石綿含有建材調査者」について、「一般建築物石綿含有建材調査者」に名称を変更する。
  - ・ 「一戸建て等石綿含有建材調査者」（一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者で、厚生労働大臣の登録を受けた講習の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者）を追加する。
- 「一戸建て等石綿含有建材調査者」となるために必要な講習（以下「講習」という。）について、以下を規定する。
  - ・ 講習の講師の要件
  - ・ 講習の実施方法
  - ・ 講習の講義内容
- その他、所要の規定の整備を行う。

### 3 告示日等

告示日：令和 2 年 6 月下旬（予定）

施行期日：令和 2 年 7 月 1 日（予定）